

## 瀬戸市選挙管理委員会告示第4号

瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月1日

瀬戸市選挙管理委員会

委員長 上川和子

第30条の13第3項及び第41条第3項中「押印」を「署名」に改める。

別表第4第1号様式、別表第4第8号様式から別表第4第10号様式までの規定、別表第4第11号様式、別表第4第12号様式、第8号様式、第9号様式、第9号様式の2、第9号様式の3、第14号様式、第20号様式、第20号様式の2、第20号様式の3、第20号様式の5、第20号様式の6、第20号様式の7、第20号様式の8、第20号様式の9、第20号様式の11、第20号様式の12、第20号様式の13、第23号様式、第23号様式の2、第23号様式の4、第23号様式の5、第26号様式、第32号様式及び第33号様式中「印」を削る。

第20号様式の15中「候補者氏名 印」を「候補者氏名」に、「瀬戸市選挙管理委員会取扱者印」を「瀬戸市選挙管理委員会取扱者名」に、「を記載し、取扱者の印を押して」を「及び取扱者名を記載して」に改める。

第20号様式の16及び第30号様式中「受領印」を「受領欄」に改める。

第22号様式中「管理者氏名 印」を「管理者氏名」に改める。

第29号様式中「瀬戸市選挙管理委員会取扱者印」を「瀬戸市選挙管理委員会取扱者名」に、「を記載し、取扱者の印を押して」を「及び取扱者名を記載して」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。